

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年6月26日
【発行者の名称】	株式会社ライジングコーポレーション (Rising Corporation Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 大都 英俊
【本店の所在の場所】	大阪府池田市神田二丁目6番25号
【電話番号】	072-750-0057 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 畑中 隆二
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市西区阿波座一丁目6番1号 JMFビル西本町01 9階
【電話番号】	06-4391-3908 (代表)
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	03-4560-0200 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ライジングコーポレーション https://www.group-rising.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	3,795,140	3,598,561	4,214,028
経常利益 (千円)	409,684	130,454	263,773
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	246,984	57,710	162,866
包括利益 (千円)	252,052	60,155	177,847
純資産額 (千円)	1,275,866	1,286,621	1,452,929
総資産額 (千円)	3,411,301	3,460,671	4,050,591
1株当たり純資産額 (円)	1,275.86	1,286.62	1,452.93
1株当たり配当額 (円)	49.40	11.54	48.85
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	246.98	57.71	162.87
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	56.55	159.82
自己資本比率 (%)	37.40	37.18	35.87
自己資本利益率 (%)	21.16	4.50	11.89
株価収益率 (倍)	-	24.26	8.6
配当性向 (%)	20.0	20.0	30.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	467,505	21,633	522,334
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△41,962	△107,593	△344,661
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△156,062	△43,165	△19,785
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,106,776	977,650	1,135,538
従業員数 (人)	48	53	64
(外、平均臨時雇用者数)	(94)	(94)	(96)

(注) 1. 第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、同連結会計年度において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。

2. 第28期の株価収益率は、同連結会計年度において当社株式が非上場であったため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2 【沿革】

当社は、代表取締役の大都英俊が1996年8月に住宅設備業としてセラサービス関西を創業し、その後、1997年1月に有限会社セラサービス関西(現：株式会社ライジングコーポレーション)を法人化しております。

当社設立以降、現在の企業集団に至るまでの経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
1998年10月	有限会社セラサービス関西を株式会社ライジングセラサービスへ組織変更及び商号変更
1999年4月	株式会社ライジングセラサービスを株式会社ライジングコーポレーションに商号変更
1999年7月	部署の独立採算制を図るため有限会社ライジングホームサービス設立
2001年6月	新エネルギープロジェクト(太陽光発電システムの販売)を開始
2004年8月	太陽光発電システム販売会社との共同出資(資本比率50%)により株式会社サンフューチャー設立
2005年4月	施工品質を保ちつつ受注数の増加に対応すべく、工事専門会社である株式会社アールビルドを設立。関西施工センター、中四国施工センター開設
2006年8月	株式取得により株式会社サンフューチャーを完全子会社化
2007年3月	株式会社サンフューチャーを株式会社RCトラストへ商号変更
2008年11月	株式会社RCトラスト関東本部、当社東京オフィスを開設
2009年4月	有限会社ライジングホームサービスを当社に吸収合併
2009年6月	当社法人営業部門を新設し、BtoB事業に参入
2010年7月	当社本社を大阪府池田市に移転、同所1階に株式会社RCトラスト北摂リフォームギャラリーを開設
2010年8月	株式会社RCトラストにおいて不動産仲介事業を開始
2010年10月	当社福岡オフィスを開設
2012年7月	産業用太陽光発電事業に本格参入
2013年4月	株式会社RCトラストを株式会社ネクサスジャパン(現：連結子会社)へ商号変更
2013年5月	株式会社ネクサスジャパン福岡支店開設
2013年7月	株式会社ネクサスジャパン北摂リフォームギャラリーを「おうちランド」へ店名変更
2014年9月	不動産事業(不動産の買取・再販)を開始
2016年7月	株式会社ネクサスジャパンにおいて土地付太陽光(「ソーラーエナジービレッジ」)を福岡県直方市に建設し、販売を開始
2017年4月	株式会社アールビルドを株式会社ライジングTEC(現：連結子会社)へ商号変更
2017年6月	自社設計の新築住宅事業を本格的に開始
2018年2月	大手建材メーカーとの業務提携にてアライアンス事業開始
2018年6月	一般社団法人環境共創イニシアチブによるZEHビルダー(新築注文、新築建売、既築改修)B登録認定
2019年7月	株式会社ネクサスジャパンにおいて株式会社エーエルイーより同社の顧客に対する太陽光発電システム等のアフターサービス事業及び飲食事業を譲受。
2020年4月	株式会社ライジングアーキテクト(現：連結子会社)を設立し、当社より新築住宅事業「現：GF(グロースファミリー)ハウス」(注1)を移管
2020年8月	株式会社ネクサスジャパンにおいて不動産売却事業(「売却のチカラ」)開始
2020年9月	ZEH住宅ブランド「SL(スマートリビング)ハウス」(注2)の販売を開始
2024年5月	当社大阪梅田オフィス開設

2024年6月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2025年8月	株式会社ネクサスジャパン東北支店開設

- (注) 1. GF (グロースファミリー) ハウスとは、家事や子育てに対して多彩な視点を持つ女性プランニングチームならではのアイデアを取り入れてプランニングする高品質でデザイン性の高い新築住宅ブランドです。
2. SL (スマートリビング) ハウスとは、ZEH (ネット・ゼロ・エネルギーハウス) 住宅や省エネ住宅でありながら低価格を実現したセミオーダー設計の新築住宅ブランドです。

3【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社3社（株式会社ネクサスジャパン、株式会社ライジングTEC、株式会社ライジングアーキテクト）から構成されております。

当社グループは、「次の世代へ出来ること、次々と。」をビジョンに掲げ、「サステナビリティソリューション事業」を通じて持続可能な社会の実現に向けた課題解決に貢献することを事業方針としております。

このようなビジョン・事業方針のもと、当社グループは「サステナビリティソリューション事業」として、GX（グリーントランスフォーメーション）による脱炭素社会の実現に向けた住環境設計、事業環境設計、業務支援及びコンサルティングを行っており、具体的には次の3つのサービス部門を展開しております。なお、当社グループは「サステナビリティソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

なお、従来の「ハウスソリューション部門」を「ビルディングソリューション部門」に名称変更をしております。当該変更は名称変更のみであり、その内容に与える影響はありません。

(1)エコソリューション部門

GXに関するソリューションの提供を通じて、サステナブルな社会実現に貢献するという事業ミッションのもと、システムインテグレーター(注1)として太陽光発電システムや蓄電池等の省エネ機器の提案から販売、申請手続、施工、電力会社への系統連系(注2)、売電サポート、メンテナンスまで、導入検討段階から導入後のサポートまでを一貫して行っております。

エコソリューションサービスを提供する事業部門は、二つの部門から構成されており、①一般個人への省エネ機器の販売及び設置工事(BtoC)並びに工場・倉庫等の事業者に対する産業用ソーラーパネル等の事業用省エネ機器の販売及び設置工事(BtoB)を行う「直販営業部門」と、②大手メーカー等のアライアンスパートナーを通じた省エネ機器の販売(BtoB)及び工務店、住宅メーカー等に対して省エネ機器の設置工事、設計施工のアドバイス・コンサルティング(BtoBtoC)を行う「アライアンス営業部門」によって構成されています。

(注1)太陽光発電システムにおけるシステムインテグレーターとは、建築、電気、太陽電池やパワーコンディショナの性能など、太陽光発電に関する幅広い知識を備え、現場の状況に合わせて最適なシステムを組み上げることができる企業のことであります。

(注2)系統連系とは、電力会社の電力系統に発電設備を接続することです。

(2)ビルディングソリューション部門

一般住宅のエネルギー効率向上に貢献するという事業ミッションのもと、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画における「2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」という政府目標に従って、ZEHの企画・開発・設計・販売を行っております。また、不動産仲介にあわせた省エネリフォームの提案や、中古住宅に省エネ性能等や機能性を追加することで付加価値を高めて再販するリフォーム再生事業も行っております。

なお、当社は一般社団法人環境共創イニシアチブが認定するZEHビルダー（新築注文、新築建売、既築改修）B登録業者であります。

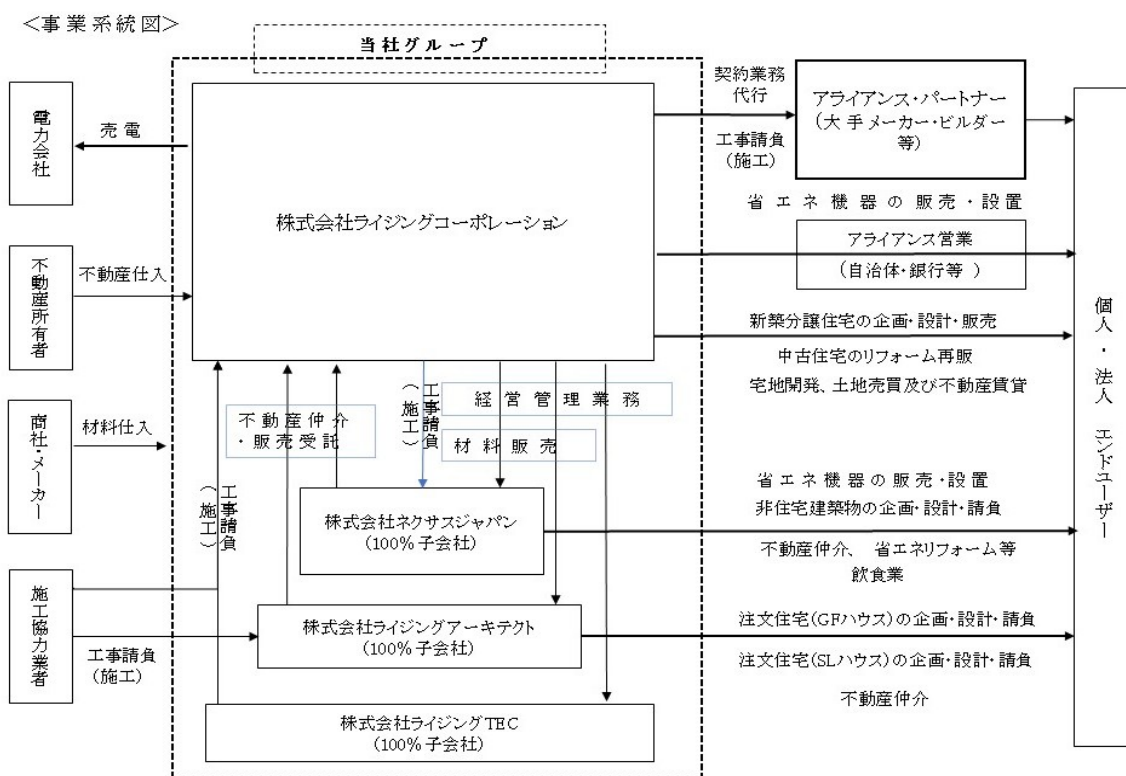
(3)その他部門

その他部門では、太陽光や不動産について顧客目線での知見を得て次のビジネスの種を探索することを担っております。具体的には太陽光発電所の運営による売電収入や自社所有物件の賃貸による賃料収入の獲得を行うストックビジネス、人材採用や人材育成を目的の一環とする飲食事業等の新規事業開発を行っております。

当社グループ各社における上記各サービスの内容を記載すると、以下のとおりであります。

会社名	サービス部門	主なサービスの内容
株式会社ライジングコーポレーション	エコソリューション ビルディングソリューション その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当社グループ全体の経営管理業務 ・当社グループ全体の原材料仕入及び工程管理に関する支援 ・省エネルギーフォーム、省エネ機器の販売及び設置工事 (BtoB・BtoBtoC) ・新築分譲住宅の企画・設計・販売 ・中古住宅のリフォーム再生販売に係る企画・設計 ・不動産売買 (宅地開発を含む)、不動産賃貸 ・太陽光発電システムの運営による売電
株式会社ネクサスジャパン	エコソリューション ビルディングソリューション その他	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーフォーム、省エネ機器の販売及び設置工事 (BtoC) ・非住宅建築物の企画・設計・請負 ・不動産仲介 ・飲食事業
株式会社ライジングTEC	エコソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムや蓄電池等の省エネ機器の設置工事に係る設計・施工全般 ・省エネルギーフォーム工事の施工
株式会社ライジングアーキテクト	ビルディングソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ・新築注文住宅 (SLハウス) の企画・設計・請負 ・新築注文住宅 (GFハウス) の企画・設計・請負 ・不動産仲介

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ネクサスジャパン (注) 2、4	大阪市西区	20,000	エコソリューション ビルディングソ リューション その他	100.0	役員の兼任 経営管理業務の受託 当社に対する不動産の仲 介・販売受託
株式会社ライジングTEC (注) 2	大阪府池田市	10,000	エコソリューション	100.0	役員の兼任 経営管理業務の受託 当社顧客への太陽光発電シ ステムの施工請負
株式会社ライジングアーキ テクト(注) 2	大阪市西区	10,000	ビルディングソ リューション	100.0	役員の兼任 資金援助・債務保証 経営管理業務の受託

- (注) 1. 当社グループは「サステナビリティソリューション事業」の単一セグメントであるため、「主要な事業の内容」欄には、各関係会社が行うサービス内容を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 株式会社ネクサスジャパンについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

第30期

① 売上高	1,242,005 千円
② 経常利益	63,689 千円
③ 当期純利益	44,502 千円
④ 純資産額	121,549 千円
⑤ 総資産額	542,476 千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
サステナビリティソリューション事業	53(94)
全社(共通)	11(2)
合計	64(96)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している従業員等であります。

(2) 発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
25(74)	43.8	6.3	5,030

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社はサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移しており、設備投資についても緩やかな増加傾向にありました。一方で、中東情勢の影響を受けた原油価格の上昇や、サプライチェーンの混乱等による影響には十分な注意が必要であります。

このような状況の中、当社グループの事業活動の中核となるGX・再生可能エネルギー分野においては、日本政府は2050年カーボンニュートラルの実現という国際公約を掲げ、「GX実現に向けた基本方針」において10年間で150兆円を超えるGX投資の実現を目指すことを定め、また、2025年2月閣議決定された第7次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域の共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す旨が示されております。

当社グループは、システムインテグレーターとして一般消費者及び中小法人向けに太陽光発電システム・蓄電池の販売・施工・メンテナンスまでを行う「エコソリューション部門」、ZEH等の省エネ住宅の販売、省エネリフォーム、空き家再生リノベーション及び事業者向け店舗・オフィス・倉庫等の建築工事全般を行う「ビルディングソリューション部門」及び自社所有太陽光発電施設での売電事業等を行う「その他部門」での事業活動を行い、受注を積み上げております。

この結果、当連結会計年度において、連結売上高は4,214,028千円（前期比17.1%増）、営業利益265,542千円（前期比66.6%増）、経常利益263,773千円（前期比102.2%増）及び親会社株主に帰属する当期純利益162,866千円（前期比182.2%増）となりました。

当社グループの事業は、省エネ化を支援するサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであります。各サービス部門別の概況につきましては、次のとおりであります。

〔エコソリューション部門〕

エコソリューション部門につきましては、電力価格の高騰や自然災害による停電対策としての関心の高まりに加えて、環境負荷の少ないグリーン調達の要請が中小企業を含むサプライチェーン全体に及んできたことから、一般住宅用に加えて工場や倉庫等の産業用の受注も好調に推移しました。

また、アライアンス提携企業に対して、ZEH仕様の新築住宅を建築する際に必要な太陽光発電システム等の契約、各種申請の代行から工事請負、施工管理までの一連の業務をパッケージとして行う「アライアンス営業」は好調に推移しました。その結果、売上高は3,352,582千円（前期比6.1%増）となりました。

〔ビルディングソリューション部門〕

ビルディングソリューション部門につきましては、法人倉庫等の非住宅建築の販売等が好調に推移したことにより、売上高は709,168千円（前期比140.9%増）となりました。

〔その他部門〕

その他部門につきましては、自社太陽光発電施設での売電事業、アパート賃貸事業及び飲食事業等を行っており、売上高は152,276千円（前期比5.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は1,135,538千円となり、前連結会計年度末に比べて157,888千円増加いたしました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは522,334千円の収入（前連結会計年度は21,633千円の収入）となりました。これは主として、契約負債の増加307,707千円、棚卸資産の減少280,721千円、税金等調整前当期純利益の計上263,277千円があった一方で、前払金の増加257,042千円、売上債権の増加185,763千円が生じたことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは344,661千円の支出（前連結会計年度は107,593千円の支出）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出312,745千円が生じたことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは19,785千円の支出(前連結会計年度は43,165千円の支出)となりました。これは主として、短期借入金の純増376,800千円、長期借入れによる収入360,780千円があった一方で、長期借入金の返済による支出733,332千円が生じたことによります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループはサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて、サービス部門別に記載しております。

サービス部門	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
エコソリューション	4,480,216	34.3	2,656,059	42.6
ビルディングソリューション	456,288	25.0	70,397	△35.1
その他	152,284	5.5	—	—
合計	5,088,789	32.3	2,726,456	38.3

(注) 1. サービス部門間取引については相殺消去しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループはサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて、サービス部門別に記載しております。

サービス部門	販売高(千円)	前年同期比(%)
エコソリューション	3,352,582	6.1
ビルディングソリューション	709,168	140.9
その他	152,276	5.5
合計	4,214,028	17.1

(注) 1. サービス部門間の内部取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社LIXIL TEPCO スマートパートナーズ	1,680,109	46.7	1,901,489	45.1

3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

①コンサルティング及びソリューション提供に係る機能強化

当社グループは、GXによる持続可能な社会の実現に向けて、太陽光発電システムやZEH、工場・倉庫の省エネ化、デマンドレスポンスといったソリューションを個人のお客様から事業者まで幅広いエンドユーザーに提供しております。また、当社グループからエンドユーザーへの直販のみならず、大手メーカーや建築会社等のアライアンスパートナーを通じたBtoBtoCによるサービス提供も行っております。

当社グループの事業は、住環境や事業環境における省エネニーズを適切に把握し、最適な省エネ機器等の組み合わせを提案することでエンドユーザーにソリューションを提供するビジネスモデルであり、営業員の一人一人が精力的にエンドユーザーに対応することで収益が獲得可能となるものであります。また、アライアンスパートナーに対しては、弊社の業務ノウハウを活用した事業支援を行うものであり、いずれも住生活や事業活動全般におけるコンサルティングやソリューションの提供が求められます。

当社グループのさらなる事業拡大と収益性向上のためには、これらのコンサルティング能力やソリューション提供機能の強化が不可欠です。そのためにも、再生可能エネルギー等の利活用に関する法制度や税制・補助金制度、再生可能エネルギー関連の最新の技術動向から施工上の具体的課題まで、幅広い知見・ノウハウをグループ横断的に共有し、顧客や現場からのフィードバックを通じて、コンサルティング能力及びソリューション提供機能の強化に取り組んでまいります。

②事業パートナーシップの拡大

今後の事業規模拡大のためには、メーカー、商社、施工店等のアライアンスパートナーとの協力関係が不可欠であります。パートナー企業の拡大はもちろんのこと、当社グループの提供できる事業ノウハウの価値を充実させていくことで、既存のパートナーシップを強化し継続的関係を築くことも重要であると認識しております。当社グループでは、アライアンスパートナーのネットワークを拡大させるとともに、新規及び既存パートナーとの連携を一層強化することで、事業規模の拡大を目指してまいります。

③内部管理体制の拡充と機能の強化

当社グループは、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能していることが不可欠であると認識しており、法令遵守体制、情報管理及びリスク管理体制、業務の適正性及び有効性確保のための体制、監査役の独立性と実効性確保のための体制、財務報告の信頼性確保のための体制の整備を進めております。今後は、事業の急速な拡大にも対応できるような内部管理体制の機能向上に努めてまいります。

④社会的信用力の向上

当社グループの事業のエンドユーザーは、一般個人や中小の事業者が対象となることから、より多くのご相談をいただくためには社会的信用力の向上が重要となってまいります。また、事業提携先の拡大においても信用力の向上は不可欠と認識しております。このため、上場後においてもガバナンス体制の強化を中心とした取り組みを通じて、当社グループの社会的信用力を高め、当社事業の発展に努めてまいります。

⑤人材の確保と育成

当社グループは、今後の事業拡大に対応できるように、営業、施工管理及び管理部門の全ての領域で専門的な知見を有する優秀な人材を確保することが重要な経営課題であると認識しております。この課題を克服するために、当社は採用及び教育体制を充実させ、社員の資質向上を図り、社員一人一人がレベルアップするとともに、管理職・リーダーの育成を強化し、事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性のあるリスクのすべてを網羅するものではありません。

(1) 市場環境に関するリスク

①住宅市場及び個人消費の動向に関するリスク

当社グループの事業は主たる得意先が住宅メーカー及び個人であることから、住宅市場及び個人消費の動向が当社グループの受託状況に影響を及ぼします。また、景気動向、金利水準、地価等の水準、雇用環境、住宅税制、補助金及びFIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の改正等、様々な変動による影響を受けます。特に、大幅な金利上昇、雇用環境の変化等により、個人の住宅購買意欲が減退したり、当社の得意先である住宅会社の受注が大幅に減少した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②材料価格の高騰に関するリスク

太陽光発電設備のソーラーパネル等の材料や住宅の建材は、為替相場の変動等により仕入価格が高騰することが考えられ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③資材の調達難に関するリスク

太陽光発電設備の施工や住宅建築に必要なケーブル等の資材の調達が困難になることで、施工期間が長期化し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④競合他社に関するリスク

当社グループが所属する省エネルギーサービス業界には大中小多数様々な事業者が存在しており、参入障壁も低いことから市場において当該事業者との競合が生じております。当社グループは、システムインテグレーターとして太陽光周辺のノウハウだけでなく、省エネ住宅の設計・建築も行っていることで、最新の直販ノウハウ（BtoC）があることを強みとしております。しかしながら、競合他社の技術力やサービス力の向上により当社グループのノウハウの価値が相対的に低下した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤技術革新に関するリスク

当社グループが販売している太陽光発電設備は、自然のエネルギーである太陽光を利用することで、石油や石炭、天然ガスなどの消費を減らし、二酸化炭素の発生を抑えることができるため、クリーンエネルギーとして注目を集めています。

しかしながら、核融合発電その他、よりクリーンで発電効率の良い技術が開発された場合には、太陽光発電に対する需要そのものが減退し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業に関するリスク

①太陽光発電設備設置工事の遅延に関するリスク

当社グループが販売している太陽光発電設備は、工事が完了し、顧客への引渡し後、発電開始時に売上計上しております。従って、自然災害等の要因により工事が遅延し、期中の引渡しに遅れが生じた場合や、電力会社との系統連系が遅れたことにより発電開始が遅れた場合には、当該期間の売上高が減少し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

②事業計画認定の遅延に関するリスク

自家消費型を除き、政府のFIT制度を活用して設置する太陽光発電システムは、経産省による事業計画認定制度が介在するため、申請の集中や認定ルールの改正による影響を受けて、認定までの期間が長期化し発電開始が遅れる場合があります。その場合、当社の売上計上時期が遅れるリスクがあります。

また、毎年申請締切りから数カ月は、申請の集中等に起因して、次年度の新たな申請について、受付後の手続に時間を要しております。そのため上期の売上高については、売上計上時期が不安定になります。

③住宅用太陽光発電設置工事への地方自治体による補助金交付の遅延に関するリスク

地方自治体の中には、住宅用太陽光発電設備の設置を行った方に対する補助金制度を独自に設けているところがあります。しかし、公募期間や補助金額・交付条件は自治体によって異なり、申請後に交付決定されるまで相当の

期間を要する場合があります。一般的には補助金交付が決定した後に、申請者が設置業者との契約を行いますので、補助金交付決定が予定よりも遅れた場合には、当該期間の売上高が減少し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

④契約不適合責任に関するリスク

当社グループは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により、新築住宅の構造上主要な部分及び雨水の浸水を防止する部分について住宅の引渡日から10年間の瑕疵担保責任を負っております。その他の部分については、「宅地建物取引業法」により住宅の引渡日から最低2年間について契約不適合責任を負っております。加えて「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」により、住宅の瑕疵担保責任履行のための資力の確保が義務付けられております。万が一、当社グループの販売した物件に重大な瑕疵があるとされた場合には、その直接的な原因が当社グループ以外の責によるものであっても、当社グループは売主として契約不適合責任を負うことがあります。その結果、補償工事費の増加や当社グループの信用力低下により、当社グループの業績や事業の展開等に影響を与える可能性があります。

⑤大口顧客への依存リスク

当社グループは株式会社LIXIL TEPCOスマートパートナーズとの取引を継続してきた結果、2026年3月期の連結売上高の約5割を占めております。こうした特定取引先との強い関係は当社の強みである反面、経済情勢の変化により当該取引先の事業運営が影響を受け、経営方針、事業計画等に変更を余儀なくされた場合、当該取引先への売上依存は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。そのため、サービス内容の構築段階から関与する等、密接な関係構築による取引継続に努めております。また、新たな提携先の開拓にも努めております。

⑥顧客情報等の漏洩リスク

当社グループでは、業務に関連して顧客や取引先等の個人情報及び機密情報を取り扱う場合があります。そのため、情報管理に関する全社的な取り組みを講じており、個人情報保護基本方針を定めるとともにプライバシーマークの認定を取得し、役職員教育と個人情報を含む重要な情報資産の管理を実施する等、情報漏洩のリスクの回避を図っております。しかしながら、当社又は協力会社より情報の漏洩が発生した場合は、顧客からの損害賠償請求や当社の信用失墜等により、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦人材の確保に関するリスク

当社グループの事業拡大には、人材の確保・育成が重要な課題であると認識しております。そのため、当社グループでは、新卒・中途採用共に多様な採用活動を実施し、人材の確保に努めると共に、入社後は各階層及び各職種に応じた教育研修の整備に努めておりますが、必要な人材を確保・育成できない場合には、当社グループの業務運営や業績等に影響を及ぼす可能性があります。また、人件費が上昇した場合、当社グループの業務運営や業績等に影響を及ぼす可能性があります。そのため、当社グループでは業務の生産性向上を目的として業務プロセスの見直し及び作業の自動化や効率化を実現する情報システムの開発を継続的に実施しております。しかしながら、当社グループの対応よりも急激に人件費が上昇した場合、当社グループの業務運営や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑧外注管理に関するリスク

当社グループは太陽光発電設備設置工事については、施工管理業務(品質・安全・工程・コストの各管理)及び一部の施工業務を除き、原則として各地の施工業者に外注をしております。これは受注量の変動に臨機応変に対応できること、適正な競争が行われることを期待し、また、専門の施工業者と直接契約することで、施工の信頼性と品質の確保が期待できるためであります。

また、住宅の建設について、施工管理業務(品質・安全・工程・コストの各管理)を除き、原則として新築請負業者や解体業者、造成業者、水道業者などの専門業者ごとに特定の工事を発注する分離発注をしております。これは適切に分離発注することにより品質を確保した上で適正な競争が行われることを期待し、また、専門の施工業者と直接契約することで、当社も現場の生の情報を基に判断することができ、進捗管理や品質の確保が期待できるためであります。

このように施工業務の大部分を外注に依存しているため、急激な受注件数の増加や営業エリアの拡大に伴い外注先を十分に確保できない場合、または外注先の経営不振や繁忙等により工期が遅延した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、国内外の市場の動向等により、資材価格が上昇し、外注先の材料調達状況に影響が及んだ場合、その状況を販売価格へ転嫁することが難しい場合には、外注費の上昇により当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

これに対し、建設業法や下請代金支払遅延等防止法等の法令遵守はもちろんのこと、外注先の技術力やコスト、財務状況等の信頼性などを総合的に勘案した選定等協力会社との取引に関するリスクの低減に努めております。

⑨食の安全性に関するリスク

当社グループは連結子会社株式会社ネクサスジャパンにおいて飲食事業『熟成焼肉マルニク』を営んでおります。同社では、その日、その店舗でご提供する国産牛肉の生産履歴を店頭に表示するなど、安全安心な食材を提供することを使命としておりますが、BSE等の発生による消費者の牛肉全般に対する忌避感の広がりや鳥インフルエンザの発生などによる畜産物への風評被害が起こった場合、客数の減少から当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

⑩法的規制に関するリスク

当社グループの得意先・取引先は、主に住宅・建設業界の事業者が中心であり、建築基準法、建築士法、電気事業法、特定商取引法など関連する各種法令により規制を受けております。また飲食事業においては食品衛生法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、食品表示法など関連する各種法令により規制を受けております。これらの法規制は当社グループの業務を直接的に規制するものではありませんが、取引を行うに当たり当該法規制を遵守することが必要であります。そのため、将来においてこれらの法的規制の強化や新たな規制の制定が行われた場合には、当社グループの事業活動が制限される可能性や、これらの規制を遵守するための費用増加につながる可能性があります。

⑪知的財産権に関するリスク

当社グループは、現時点において、当社グループの事業活動に影響を及ぼすような特許権、商標権その他知的財産権が第三者によって取得されているという事実は確認しておりません。しかしながら、将来の当社の事業活動に関連して、第三者が知的財産権の侵害を主張し、当社の事業が差し止められたり、損害賠償など金銭的な負担を余儀なくされた場合、または第三者の知的財産権につき実施許諾が必要となりロイヤリティの支払いが発生したり、あるいは実施許諾が得られない場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑫固定資産の減損に関するリスク

その他部門の業績が今後著しく悪化し、保有不動産や設備等の投資回収が困難となり減損処理が必要となった場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) その他のリスク

①特定人物への依存に関するリスク

当社の代表取締役である大都英俊は、最高経営責任者として経営方針や戦略の決定、事業推進において中心的役割を果たしております。同氏に依存している経営体制を変革するため、職務権限の委譲、会議体の整備や人員の採用等により社内体制の強化に努めてはおりますが、同氏が何等かの理由により当社グループの経営に携わることが困難になった場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

②内部管理体制に関するリスク

当社グループでは、企業価値の持続的な増大を図るためにコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の業績及び事業運営に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しており、組織規模や環境に応じた管理部門の増員を図り、業務の自動化、効率化、各種研修などの教育により、管理体制の充実に努めております。

③自然災害等による影響に関するリスク

地震、台風、津波、積雪等の自然災害、火災、停電等の拡大等が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。特に、当社グループの主要な事業拠点である首都圏と関西圏において大規模な自然災害等が発生した場合には、正常な事業運営が行えなくなる可能性があり、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社では、自然災害等が発生した場合に備え、体制を整備しておりますが、自然災害等による人的、物的損害が甚大である場合は、事業の継続そのものが不可能になる可能性があります。

(4) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社で

は、旧エイチ・エス証券株式会社（現 J トラストグローバル証券株式会社）を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年 5 月 1 日に旧エイチ・エス証券株式会社（現 J トラストグローバル証券株式会社）との間で、J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、J トラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後 3 年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第 2 条第 25 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第 49 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限り。）には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第 5 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第 311 条第 1 項第 5 号ただし書に規定する 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合甲から当該

事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前aか及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適當な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるもので

ある場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	契約の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社ライジングコーポレーション	株式会社LIXIL TEPCOスマート パートナーズ	業務委託契約	2017年12月1日	2017年12月1日から 1年間（以降1年毎 の自動更新）	架電代行・契約締結 事務代行等の基本的 事項について
		工事下請基本契約	2017年12月1日	2017年12月1日から 1年間（以降1年毎 の自動更新）	設置工事に関する基 本的事項について

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の金額及び開示に影響する見積りが必要となる場合があります。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末における財政状態につきましては、次のとおりです。

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ589,920千円増加し4,050,591千円となりました。

(流動資産)

流動資産は前連結会計年度末に比べて302,518千円増加し2,955,893千円となりました。これは主として、前払金が257,042千円、売掛金及び契約資産が185,763千円、現金及び預金が177,898千円増加した一方で、販売用不動産が226,665千円、仕掛品が28,041千円減少したことによります。

(固定資産)

固定資産は、前連結会計年度末に比べて287,401千円増加し1,094,698千円となりました。これは主として、土地が260,371千円増加したことによります。

(流動負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて223,010千円増加し1,720,101千円となりました。これは主として、短期借入金が376,800千円、契約負債が307,707千円が増加した一方で、1年内返済予定の長期借入金が555,220千円、買掛金が22,065千円減少したことによります。

(固定負債)

固定負債は、前連結会計年度末に比べて200,602千円増加し877,561千円となりました。これは主として長期借入金が182,668千円、役員退職慰労引当金が17,552千円増加したことによります。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて166,307千円増加し1,452,929千円となりました。これは主として、親会社株主に帰属する当期純利益162,866千円を計上したことによります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、賃貸用不動産の取得等に対して321,859千円を投資しました。所要資金は、主に借入によっております。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。なお、当社グループはサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 発行者

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
太陽光発電設備 (福岡県朝倉市等)	発電設備	0	169,615	51,165 (12,951)	—	220,781	—
賃貸物件 (大阪府池田市)	賃貸等不動産	102,043	—	292,060 (1,784)	364	394,468	—

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備 の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	合計	
株式会社ネクサス ジャパン	太陽光発電設備 (福岡県築上郡)	発電設備	—	23,576	1,000 (1,682)	24,576	—

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

なお、当社グループはサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
系統用蓄電所 (熊本県玉名郡)	系統用蓄電所	568	116	自己資金及び 借入金	2026年2月	2027年2月
系統用蓄電所 (岡山県和気郡)	系統用蓄電所	568	116	自己資金及び 借入金	2026年2月	2026年11月
系統用蓄電所 (兵庫県神崎郡)	系統用蓄電所	568	116	自己資金及び 借入金	2026年4月	2026年10月

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末現在における重要な設備の除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数(個)	50,000 (注) 1、5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	3,500 (注) 5	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000 (注) 1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	827 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年3月29日 至 2032年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 827 資本組入額 414	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整する。

(1)当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、当社又は当社子会社と業務委託契約等を有する社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 普通株式が、日本におけるいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketを除く。以下同じ。）に上場されていること。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) 新株予約権の行使条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

5. 新株予約権の消却等

株主からの権利放棄の申し出により2023年6月15日付で2,050株分を当社が無償で取得すると共に、退職及び契約終了により従業員及び業務委託先から600株分を当社が無償で取得しております。当該新株予約権の合計2,650株分につきましては、2023年9月15日開催の取締役会で消却を決議しております。

なお、その後の従業員の退職により、最近事業年度末現在において3,500株分を当社が保有しております。

第2回新株予約権

区分	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数(個)	21,000 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	200 (注) 5	400 (注) 5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,514 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年12月17日 至 2034年12月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,514 資本組入額 757	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3)当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込金額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、当社又は当社子会社と業務委託契約等を有する社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3)普通株式が、日本におけるいずれかの金融商品取引所（ただし、TOKYO PRO Marketを除く。以下同じ。）に上場されていること。
- (4)新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) 新株予約権の行使条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

5. 新株予約権の消却等

従業員の退職により、最近事業年度末現在において200株分を当社が保有しております。なお、その後の従業員の退職により、公表日の前月末現在において400株分を当社が保有しております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年3月28日(注)	999,800	1,000,000	—	80,000	—	—

(注) 普通株式1株につき5,000株の株式分割を行ったことによる増加であります。

(6) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式 の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	—	2	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	10,000	—	—	—	10,000	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社ライジングプロパティマネ ジメント	大阪市福島区福島4-3-23-3712	999,900	99.99
株式会社LIXIL TEPCOスマートパー トナーズ	東京都江東区亀戸1-5-7 錦糸町プ ライムタワー9階	100	0.01
計	—	1,000,000	100.0

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権限内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式であり、単元株 式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権によるストックオプション制度を採用しております。

第1回新株予約権

決議年月日	2022年3月28日（臨時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数	株主 1社 当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 8名 子会社取締役 2名 子会社従業員 20名 業務委託先 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

2. 株主からの権利放棄の申し出により2023年6月15日付で2,050株分を当社が無償で取得すると共に、退職及び契約終了により従業員及び業務委託先から600株分を当社が無償で取得しております。当該新株予約権の合計2,650株分につきましては、2023年9月15日開催の取締役会で消却を決議しております。

なお、その後の従業員の退職により、最近事業年度末現在において3,500株分を当社が保有しております。

第2回新株予約権

決議年月日	2024年12月13日（臨時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 9名 子会社取締役 2名 子会社従業員 7名 業務委託先 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} + 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

2. 従業員の退職により、最近事業年度末現在において200株分を当社が保有しております。なお、その後の従業員の退職により、公表日の前月末現在において400株分を当社が保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要施策の一部として認識し、業績の状況、当社を取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、安定的な配当の継続と、経営基盤の強化に必要な内部留保とをバランスよく実施することとした配当基本方針を、2026年5月15日の取締役会において決議しております。

配当水準につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながら、配当性向30%を目安として安定的な配当の実施を目指します。

また、定款において中間配当及び期末配当の年2回、剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記の方針に基づき、1株当たり48円85銭といたしました。なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たりの配当額（円）
2026年6月26日 定時株主総会決議	48,850	48.85

4【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第28期	第29期	第30期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
最高（円）	—	1,400	—
最低（円）	—	1,400	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。
2. 当社株式は、2024年6月24日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしました。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。
2. 2025年10月から2026年3月においては、売買実績はありません。

5【役員の状況】

男性7名 女性1名 （役員のうち女性の比率12.5%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	大都 英俊	1968年10月19日	1992年7月 飲食店バシフィック・ゾーン経営 1994年8月 株式会社エヌエスシー入社 1996年8月 セラサービスクーポレーション 創業 1997年1月 有限会社セラサービスクーポレーション（現㈱ライジングコーポレーション）設立 代表取締役就任（現任） 2021年1月 株式会社ライジングプロパティマネジメント代表取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 4	999,900 (注) 5
取締役	専務執行役員 経営管理部長	畑中 隆二	1968年10月16日	1991年3月 株式会社岡會計事務所入社 1998年1月 有限会社セラサービスクーポレーション（現㈱ライジングコーポレーション）入社 2005年8月 当社取締役就任 2007年11月 当社専務取締役経営管理部長就任 2025年4月 当社取締役専務執行役員経営管理部長就任（現任）	(注) 1	(注) 4	-
取締役	常務執行役員 事業支援部長	福地 匠	1975年10月15日	1995年10月 株式会社アゴスト入社 2002年2月 株式会社フジコウ入社 2004年3月 株式会社ニッキ入社 2009年8月 株式会社エヌプラス入社 2010年9月 佐川アドバンス株式会社入社 2011年7月 SGフィルダー株式会社入社 2012年8月 株式会社ネクサスジャパン入社 2022年4月 当社取締役就任 2023年4月 当社常務取締役事業支援部長就任 2025年4月 当社取締役常務執行役員事業支援部長就任（現任）	(注) 1	(注) 4	-
取締役	常務執行役員 営業本部長	山川 敦司	1973年11月15日	1996年4月 株式会社モトヤ入社 2002年5月 株式会社日本エコシステム入社 2017年10月 サンテックパワーージャパン株式会社入社 2019年1月 サンテックスマートエコリビング株式会社 転籍 代表取締役社長就任 2023年4月 当社取締役事業部長就任 2025年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長就任（現任）	(注) 1	(注) 4	-
取締役	-	荻堂 志乃	1977年3月11日	1999年4月 株式会社ミキシング入社 2010年4月 おぎ堂社会保険労務士事務所入所 2013年1月 社会保険労務士登録 2014年1月 特定社会保険労務士登録 2020年8月 社会保険労務士法人おぎ堂事務所代表社員就任（現任） 2023年12月 当社社外取締役就任（現任）	(注) 2、6	(注) 4	-
常勤 監査役	-	清水 幸治	1963年6月4日	1987年2月 株式会社サンカノ設計入社 1988年1月 愛滋会兼高明生入社 1989年10月 株式会社南大阪健康管理センター入社 1992年9月 株式会社サカイ引越センター入社 2023年10月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 3、7	(注) 4	-
監査役	-	野口 均	1961年6月23日	1989年4月 監査法人東明会計事務所入所 2000年3月 野口均税理士事務所所長就任（現任） 2008年7月 大阪監査法人（現ひびき監査法人）入所 2022年1月 当社社外監査役就任（現任） 2022年12月 株式会社大森屋監査役就任（現任）	(注) 3、7	(注) 4	-
監査役	-	上田 修平	1983年5月24日	2010年1月 北浜法律事務所・外国法共同事業入所 2015年4月 東・上田・大槻法律事務所設立（現任） 2023年10月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 3、7	(注) 4	-

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 取締役荻堂志乃氏の任期は、2025年6月27日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 監査役野口均氏の任期は、2023年6月23日開催の定時株主総会終結の時から、また監査役清水幸治氏及び上田修平氏の任期は、2023年9月27日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2026年3月期における役員報酬の総額は90,984千円であります。
5. 代表取締役大都英俊の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社ライジングプロパティマネジメントが保有する999,900株を含んでおります。
6. 取締役荻堂志乃氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
7. 監査役清水幸治氏、野口均氏及び上田修平氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「次の世代へできること、次々と。」をビジョンに掲げ、「サステナビリティソリューション事業」を通じて持続可能な社会の実現に向けた課題解決に貢献することを事業方針としております。この基本方針を堅持しつつ、事業の発展並びに企業価値の向上を図るために、経営全般の効率性とスピードの向上に取り組むとともに、経営の意思決定や執行における適法性・妥当性・透明性を確保した経営管理組織の整備を進め、また、これらを監視・是正していく社内システムの更なる強化に努めております。

②企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成され、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の意思決定及び取締役相互の職務執行の監督を行っております。取締役会は毎月1回開催する他、必要に応じて随時取締役会を開催し、的確性と迅速性を確保しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役は、取締役会等の重要会議への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、適宜必要な意見を述べるとともに、経営への監視機能を果たしております。

c. 執行役員制度

当社は、責任の明確化と意思決定の迅速化を目的として、2025年4月から執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、取締役会及び経営会議に出席するほか、担当業務の業務執行を行っております。

d. 内部監査

当社は、内部監査人を選定し、当社の全部門及び子会社に対して年1回以上の業務監査を実施しております。なお、内部監査担当者が他部署を兼任する場合は、内部監査担当者が所属する部署については、内部監査担当者が所属する部署以外から内部監査を実施しております。監査結果については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役並びに監査法人とも共有を行っております。また、改善点などにつき、改善指導を行うことで事業運営の効率化及び適正化に努めております。

e. 会計監査

当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。

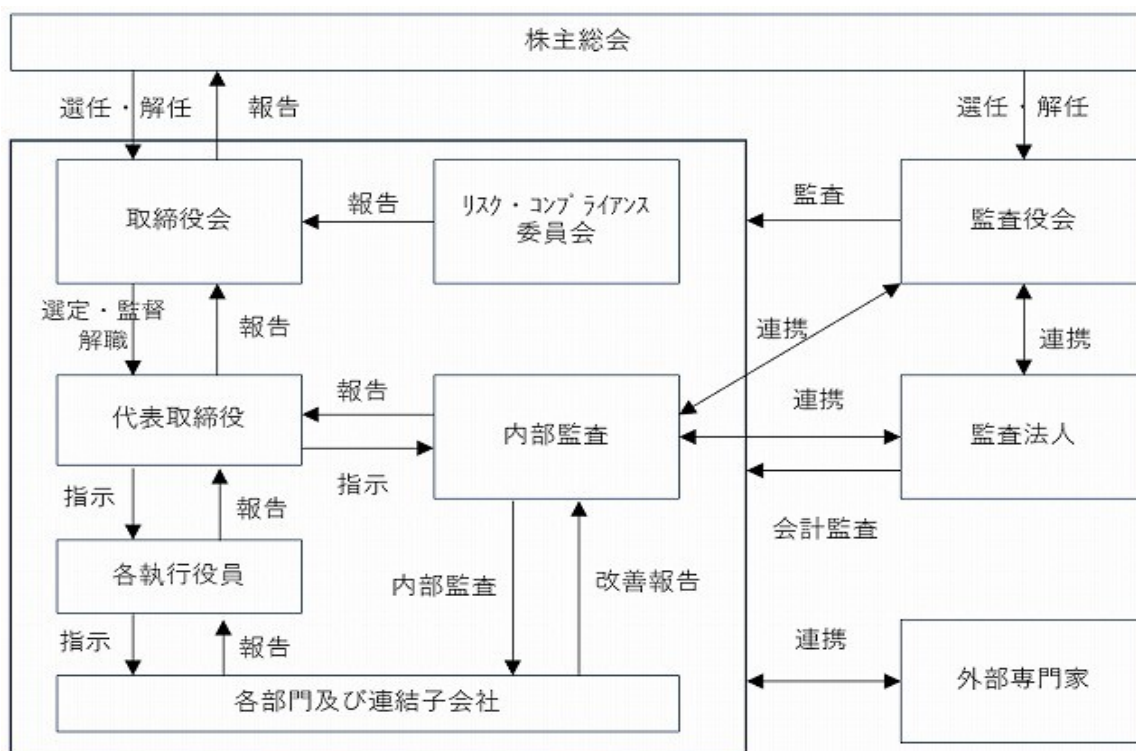
監査を執行した公認会計士は、佐野明彦氏、中西宏二氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査にかかる補助者は、公認会計士7名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士との間に特別の利害関係はありません。

f. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長、各部長、監査役及び取締役会で定める者を委員として、四半期毎に開催しております。なお、リスク・コンプライアンスの担当役員は経営管理部門の役員が担当しております。

ロ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりであります。



ハ、当該体制を採用する理由

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

また、リスク・コンプライアンス委員会を設け、ガバナンス体制をより強化にすることとしております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社グループの業務の適正を確保するために「内部統制システムに関するグループ基本方針」を決議し、当該決議に基づき以下の通り整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループは、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するため、事業活動全般にわたって社内規程を定め、取締役及び使用人への周知徹底を図るものとする。
- (2) 当社は、コンプライアンス経営を円滑に行うために「コンプライアンス規程」を整備し、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
- (3) リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長、経営管理部を事務局とし、当社グループのコンプライアンス体制を維持強化するために必要な体制や仕組み等を決定すると共に、審議内容の取締役会への報告、教育研修計画の立案、重大なコンプライアンス違反（不祥事を含む）に関する調査や再発防止策の検討を行う。
- (4) コンプライアンス違反やその恐れがある場合には、業務上の報告経路の他、社内外に匿名でも相談できる「相談・通報窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- (5) 監査役会及び内部監査部門は法令及び社内規程の遵守状況について監査し、取締役会又は代表取締役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「取締役会規程」「文書管理規程」に従い適切にその保存と管理を行う。

3. 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めるとともに、当社及び当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議と方針決定を行う「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
- (2) 「リスク・コンプライアンス委員会」は、代表取締役を委員長、経営管理部を事務局とする。リス

ク・コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各部門の長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか必要に応じて臨時に開催し、取締役会において経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、また取締役の業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会は、当社の中期経営計画並びに年度予算を決定してその執行状況を監督するとともに、取締役はその職務執行状況を適宜、取締役会に対して報告する。

5. 当社及び当社関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社の関係会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、関係会社の経営内容を的確に把握するための報告及び関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該関係会社に対し、助言を行うことにより、当社の関係会社の経営管理を行う。
- (2) 当社は、当社の関係会社における経営効率化の推進、人材の開発及び業務の改善について随時指示を与えることで、当社の関係会社の経営管理を行う。
- (3) 当社は、当社の関係会社に対しても業務の適正性及び有効性確保のために内部監査を実施する。
- (4) 当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき当社の関係会社におけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、協議の上で必要な人員を配置する。
- (2) 補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人への指揮権は監査役へ委譲されたものとして取締役による指揮命令を受けないものとし、その補助使用人に対する人事等については、取締役と監査役が事前の協議のうえ決定する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を設置する場合は、代表取締役より辞令を発令する。また、補助使用人は、監査役に同行して内部監査部門や監査法人との意見交換の場に参加することができるものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役が取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文章等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
- (2) 取締役及び使用人は、事業活動の遂行に関連して重大な法令違反を認識した場合、又は当社及び当社の関係会社の経営及び業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が発生したと判断した場合は、ただちに監査役に報告を行う。
- (3) 取締役会及び内部監査部門は、監査役への報告を行った使用人が当該報告を理由として、人事上その他の点で不利益な取り扱いを受けていないかについて、事後的に検証する。
- (4) 監査役は、内部監査担当者等と監査上の重要課題等について定期的に情報交換を行い、相互の連携を深めて内部統制状況の監視を行う。
- (5) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する社内規程を定めると共に、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図るものとする。
- (2) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、監査役及び監査法人との間で情報共有を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為等に対しては、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

④内部監査及び監査役監査の状況について

イ. 内部監査

内部監査は当社の業務に精通した内部監査担当が「内部監査規程」に基づき会社の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、経営の合理化・効率化と業務の適正な遂行を図ることとしております。

ロ. 監査役監査

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されております。監査役は常勤監査役を中心に社外監査役と連携して、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行及び意思決定についての適法性・適正性を監査しております。

また、内部監査担当と監査役及び監査法人と監査役は、定期的に連絡会を開催するほか、適時に協議、意見交換を行い意思の疎通と連携を行う体制になっております。

⑤会計監査の状況

監査法人の名称及び業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

監査法人名	公認会計士の氏名等		
新月有限責任監査法人	指定有限責任社員	業務執行社員	佐野 明彦
新月有限責任監査法人	指定有限責任社員	業務執行社員	中西 宏二

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間に特別の利害関係はありません。

(注) 継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務にかかる補助者は公認会計士7名であります。

⑥リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。

また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士、税理士及び社労士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑦取締役の選任

当社の取締役の員数は6名以内としており、その選任決議について、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。

なお、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧役員報酬等

イ. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員員数
2026年3月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	80,004	80,004	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	10,980	10,980	—	—	4
計	90,984	90,984	—	—	8

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

株主総会で承認された総額の範囲内で、各取締役の報酬については、取締役会で代表取締役に決定を一

任しております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

⑪中間配当の決定方法

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑫取締役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第426条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。

⑬取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がない場合に限定されます。

⑭社外役員の状況

当社は、社外取締役1名及び社外監査役を3名選任し、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外取締役荻堂志乃氏は、社会保険労務士として培ってきた人事・労務等に関する専門知識・経験等を、特に人財活用や労務コンプライアンスの観点で当社の経営に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役清水幸治氏は、上場企業での長年に渡る管理部門や内部監査業務の経験を当社の経営の監査に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、同氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役野口均氏は、税理士としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待して選任しております。なお、同氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役上田修平氏は、弁護士としての経験及び法的知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待して選任しております。なお、同氏は、当社との間に人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社において社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑮支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。支配株主との取引を含む関連当事者取引については原則として行わないこととしておりますが、業務遂行上どうしても必要がある場合には、取引の合理性について客観的かつ公正に判断して意思決定を行い、取締役会の承認を経て行うこととしております。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑩株式の保有状況

イ. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の内、専ら株式の価値の変動又は配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために必要と判断した場合には、他社の株式を取得・保有することを基本的な方針としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を取得する場合には、すべて取締役会の承認によることとしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式以外の株式	4	66,211

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	438	取引先持株会を通じた株式取得による増加

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的及び定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
株式会社紀陽銀行	15,000	15,000	不動産仕入時の資金調達を行う主要な金融機関の一つであり、円滑な取引関係の維持のために同社株式を保有しております。定量的な保有効果については記載が困難ですが、保有コストは限定的であり、保有は合理的であると判断しております。	無
	57,375	34,530		
株式会社ジャックス	1,955	1,849	個人顧客に対する信用供与を委託している主要な金融機関であり、円滑な取引関係の維持のために、取引先持株会を通じて同社株式の積立購入を行っております。定量的な保有効果については記載が困難ですが、取得・保有コストは限定的であり、保有は合理的であると判断しております。	無
	7,829	7,220		
株式会社T&Dホールディングス	200	200	現在の取引関係はなく、同社株式の保有は現時点で特定の事業に寄与するものではな	無

	791	634	いため、定量的な保有効果については記載が困難ですが、保有コストは限定的であり、保有は合理的であると判断しております。	
株式会社エディオン	100	100	現在の取引関係はなく、同社株式の保有は現時点で特定の事業に寄与するものではないため、定量的な保有効果については記載が困難ですが、保有コストは限定的であり、保有は合理的であると判断しております。	無
	216	187		

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	20,000	—
連結子会社	—	—
計	20,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社グループの事業規模及び監査工数等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結財務諸表について、新月有限責任監査法人による監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	987,650	1,165,549
売掛金	52,914	※1 181,391
契約資産	4,854	62,140
仕掛品	97,451	69,410
原材料及び貯蔵品	19,932	16,981
未成工事支出金	24,427	1,363
販売用不動産	※1 1,125,086	※1 898,421
前払金	※2 261,335	※2 518,377
その他	79,722	42,258
流動資産合計	2,653,375	2,955,893
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	130,742	167,867
減価償却累計額	△45,889	△57,016
建物及び構築物 (純額)	※1 84,853	※1 110,850
機械装置及び運搬具	529,639	523,479
減価償却累計額	△292,019	△329,781
機械装置及び運搬具 (純額)	237,620	193,698
土地	※1 84,555	※1 344,926
リース資産	15,642	31,724
減価償却累計額	△12,873	△17,231
リース資産 (純額)	2,769	14,492
その他	9,633	15,738
減価償却累計額	△4,891	△8,082
その他 (純額)	4,742	7,655
有形固定資産合計	414,540	671,623
無形固定資産		
ソフトウェア	※3 4,992	※3 3,522
リース資産	22,640	15,848
無形固定資産合計	27,632	19,370
投資その他の資産		
投資有価証券	52,572	76,211
長期貸付金	8,646	7,340
繰延税金資産	39,795	39,696
その他	268,526	280,881
貸倒引当金	△4,417	△425
投資その他の資産合計	365,123	403,704
固定資産合計	807,296	1,094,698
資産合計	3,460,671	4,050,591

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	244,176	222,110
工事未払金	21,206	13,517
短期借入金	※1※4 194,800	※1※4 571,600
1年内返済予定の長期借入金	※1※4 671,632	※1※4 116,412
リース債務	8,461	15,511
未払法人税等	3,565	75,348
契約負債	227,643	535,350
賞与引当金	5,629	6,751
工事補償損失引当金	5,379	6,105
損害補償損失引当金	9,797	8,281
その他	104,799	149,111
流動負債合計	1,497,091	1,720,101
固定負債		
社債	100,000	100,000
長期借入金	※1※4 344,331	※1※4 526,999
リース債務	19,211	17,684
役員退職慰労引当金	211,219	228,772
資産除去債務	2,196	2,196
その他	—	1,909
固定負債合計	676,958	877,561
負債合計	2,174,049	2,597,662
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,000	80,000
利益剰余金	1,196,657	1,347,983
株主資本合計	1,276,657	1,427,983
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,964	24,945
その他の包括利益累計額合計	9,964	24,945
純資産合計	1,286,621	1,452,929
負債純資産合計	3,460,671	4,050,591

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)	
売上高	※ 1	3,598,561	※ 1	4,214,028
売上原価	※ 2	2,388,708	※ 2	2,812,449
売上総利益		1,209,853		1,401,578
販売費及び一般管理費	※ 3	1,050,442	※ 3	1,136,036
営業利益		159,411		265,542
営業外収益				
受取利息及び受取配当金		2,140		4,321
為替差益		4,614		—
保険解約返戻金		1,645		—
補助金収入		—		17,645
その他		4,160		2,217
営業外収益合計		12,561		24,184
営業外費用				
支払利息		19,135		22,903
保険解約損		19,228		—
その他		3,154		3,049
営業外費用合計		41,518		25,953
経常利益		130,454		263,773
特別利益				
固定資産売却益	※ 4	609		—
資産除去債務戻入益		1,860		—
特別利益合計		2,470		—
特別損失				
損害補償損失引当金繰入額	※ 5	9,797		—
損害補償損失	※ 5	15,644		—
固定資産除却損	※ 6	0	※ 6	495
特別損失合計		25,442		495
税金等調整前当期純利益		107,482		263,277
法人税、住民税及び事業税		66,231		108,532
法人税等調整額		△16,460		△8,120
法人税等合計		49,771		100,411
当期純利益		57,710		162,866
親会社株主に帰属する当期純利益		57,710		162,866

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	57,710	162,866
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	2,444	14,980
その他の包括利益合計	※ 2,444	※ 14,980
包括利益 (内訳)	60,155	177,847
親会社株主に係る包括利益	60,155	177,847

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	80,000	1,188,346	1,268,346	7,519	7,519	1,275,866
当期変動額						
剰余金の配当		△49,400	△49,400			△49,400
親会社株主に帰属する当期純利益		57,710	57,710			57,710
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				2,444	2,444	2,444
当期変動額合計	－	8,310	8,310	2,444	2,444	10,755
当期末残高	80,000	1,196,657	1,276,657	9,964	9,964	1,286,621

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	80,000	1,196,657	1,276,657	9,964	9,964	1,286,621
当期変動額						
剰余金の配当		△11,540	△11,540			△11,540
親会社株主に帰属する当期純利益		162,866	162,866			162,866
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				14,980	14,980	14,980
当期変動額合計	－	151,326	151,326	14,980	14,980	166,307
当期末残高	80,000	1,347,983	1,427,983	24,945	24,945	1,452,929

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	107,482	263,277
減価償却費	57,804	74,202
長期前払費用償却	2,161	2,995
資産除去債務戻入益	△1,860	—
有形固定資産売却益	△609	—
敷金償却	756	658
為替差益	△4,614	—
保険解約返戻金	△1,645	—
保険解約損	19,228	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,935	1,122
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	17,916	17,552
損害補償損失引当金の増減額 (△は減少)	9,797	△1,516
受取利息及び受取配当金	△2,140	△4,321
支払利息	19,135	22,903
売上債権の増減額 (△は増加)	31,963	△185,763
前払金の増減額 (△は増加)	△50,832	△257,042
その他の債権の増減額 (△は増加)	△4,455	6,289
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△69,529	280,721
仕入債務の増減額 (△は減少)	36,793	△29,755
契約負債の増減額 (△は減少)	122,064	307,707
その他の債務の増減額 (△は減少)	△71,903	72,258
その他	0	495
小計	215,575	571,786
利息及び配当金の受取額	2,135	4,311
利息の支払額	△19,843	△23,238
法人税等の支払額	△176,234	△30,525
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,633	522,334
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△10,000	△20,000
有形固定資産の取得による支出	△76,536	△312,745
有形固定資産の売却による収入	609	3,222
無形固定資産の取得による支出	△3,100	—
投資有価証券の取得による支出	△434	△438
貸付金の回収による収入	1,284	1,305
保険積立金の積立による支出	△137,183	△15,203
保険積立金の解約による収入	121,618	—
その他	△3,851	△802
投資活動によるキャッシュ・フロー	△107,593	△344,661
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	41,300	376,800
長期借入れによる収入	137,700	360,780
長期借入金の返済による支出	△164,304	△733,332
リース債務の併催による支出	△8,461	△12,493
配当金の支払額	△49,400	△11,540
財務活動によるキャッシュ・フロー	△43,165	△19,785
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△129,125	157,888
現金及び現金同等物の期首残高	1,106,776	977,650
現金及び現金同等物の期末残高	※ 977,650	※ 1,135,538

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社ネクサスジャパン

株式会社ライジングTEC

株式会社ライジングアーキテクト

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 満期保有目的の債券

原価法

b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a. 原材料

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b. 仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

c. 商品・未成工事支出金・販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

d. 貯蔵品

先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～22年

機械装置及び運搬具 2～17年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金

個別の新築工事案件における工事原価総額が請負価額を上回ることが見込まれる場合に、当該差額を計上することとしております。

④ 工事補償損失引当金

完成工事等に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積り補償額を計上しております。

⑤ 損害補償損失引当金

当社社会が請け負った新築店舗物件1棟に関し、当該物件の仕掛工事原価、解体工事費用及び施主様に対する将来の損害補償損失に備えるため、損失の発生が予想され、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、当該損失見込額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は主な履行義務として、①太陽光発電システムの販売設置工事及び②新築住宅建築請負工事の完成義務、不動産や施設・機器の引渡義務、各種サービス・役務の提供義務を履行義務として認識しております。履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①太陽光発電システムの販売設置工事につきましては、系統連系が完了し運転を開始した時点で顧客が当該商品の使用から生じる便益を享受することが可能になり、運転開始日時点で履行義務が充足されると判断できることから、運転開始日に収益を認識しております。

②新築住宅建築請負工事につきましては、顧客と締結した請負契約に基づき工事を行い、完成した建築物を顧客に引き渡す履行義務を負っております。当該契約については一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りの方法は、工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

③分譲住宅及び宅地の販売取引につきましては、顧客との不動産売買契約に基づき、物件を顧客に引き渡す履行義務を負っております。当該契約については、物件を引き渡す一時点で履行義務が充足されるものであると判断し、顧客へ物件を引き渡した時点で収益を認識しております。

④リフォーム工事につきましては、当社が請負う工事契約においては取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、一定の期間にわたり収益を認識せず、工事完了により完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑤太陽光発電に係る収益は、主に自社で保有する太陽光発電設備で太陽光発電を行い、電力会社（以下「顧客」といいます。）に売電を行うものであり、顧客に電力を供給する履行義務を負っておりますが、顧客に対する電力の供給量に応じて会計期間に対応した売電売上を算定して収益を計上しております。

⑥不動産賃貸事業に係る収益は、「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）」に従い賃貸借期間にわたって計上しております。

⑦飲食店運営による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく商品及びサービスの提供であり、顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり

スクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

一定の期間にわたり収益を認識する工事における完成工事高の計上

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 (未完成工事に係るもの)

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
一定の期間にわたり充足される履行義務による売上高	50,277	62,140

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結財務諸表に計上した金額の算出方法

工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、工事原価総額に対する発生原価の割合(インプット法)に基づいて算定しております。

②当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社が請負う工事契約は個性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われることから、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得ることが困難であります。このため、工事原価総額の見積りについては、受注段階において実行予算を編成し、着手後の各月において調査・試験・工事等の現況を踏まえて見直しており、当該時点で入手可能な情報に基づき見積りを行っております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定は、見積りの不確実性を伴うため、資材や外注費等の市況変動、天災等の不確実要因により影響を受ける可能性があり、当該市況変動等により翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
販売用不動産	868,278千円	522,238千円
建物及び構築物	76,134	143,551
土地	31,689	300,560
売掛金	—	903
計	976,101	967,254

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
短期借入金	48,000千円	421,600千円
1年内返済予定の長期借入金	126,860	39,132
長期借入金	630,365	388,421
計	805,225	849,153

※2 前払金

前払金の内容は、次のとおりであります。なお、外注工事費は主に太陽光発電システム等の設置工事に係る施工業者への前払金であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
外注工事費	250,447千円	161,463千円
系統用蓄電所	—	349,800
その他	10,888	7,114
計	261,335	518,377

※3 圧縮記帳額

国庫補助金等により無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
ソフトウェア	3,051千円	2,274千円

※4 当社は、販売用不動産の適時適切な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,269,000千円	1,241,000千円
借入実行残高	717,000	559,600
差引額	552,000	681,400

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	56,383千円	20,529千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	114,204千円	113,004千円
給料手当	159,184	181,178
雑給	143,617	143,903
外交員報酬	73,359	88,750
賞与引当金繰入額	5,554	8,025
退職給付費用	3,386	3,574
役員退職慰労引当金繰入額	17,916	17,552
支払手数料	145,051	143,038

※4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
機械装置及び運搬具	246千円	－千円
その他	363	－
計	609	－

※5 損害補償損失引当金繰入額及び損害補償損失

当社社会で請け負った新築店舗物件1棟に関し、建築基準法上適法な確認済証がないまま工事が着工されていたことが判明し、当該物件の仕掛工事原価、解体工事費用及び施主様に生じる損害の補償が発生したために計上したものであります。

※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
機械装置及び運搬具	－千円	495千円
その他	0	－
計	0	495

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	3,935千円	23,201千円
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	3,935	23,201
法人税等及び税効果額	△1,490	△8,220
その他有価証券評価差額金	2,444	14,980
その他の包括利益合計	2,444	14,980

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式 (株)	1,000,000	—	—	1,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計			—	—	—	—	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	49,400	49.40	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	11,540	利益剰余金	11.54	2025年3月31日	2025年6月30日

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式（株）	1,000,000	—	—	1,000,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	11,540	11.54	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	48,850	利益剰余金	48.85	2026年3月31日	2026年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	987,650千円	1,165,549千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△10,000	△30,010
現金及び現金同等物	977,650	1,135,538

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 電話主装置及びインターネットセキュリティ機器であります。

無形固定資産 原価計算に係る基幹システムであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び長期貸付金は顧客等の信用リスクにさらされております。投資有価証券は主に株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。営業債務である買掛金及び未払金は1年以内に決済されるものであります。

リース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

借入金は、主に設備投資及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、主に固定金利による調達により金利の変動リスクを抑制しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、与信管理規定に基づき取引先の状況を定期的に確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、子会社につきましても、当社に準じて同様の管理を行っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

買掛金、工事未払金、及び借入金等については、各部署からの報告に基づき経営管理部で適時に資金計画を作成・更新すると共に、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	10,000	9,677	△322
②その他有価証券	42,572	42,572	—
(2) 長期貸付金 (※2)	8,646	8,565	△80
資産計	61,219	60,815	△403
(1) 社債	100,000	93,635	△6,364
(2) 長期借入金 (※3)	1,015,963	992,626	△23,336
(3) リース債務 (※3)	27,673	26,652	△1,020
負債計	1,143,636	1,112,913	△30,722

(※1) 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針第4項」に従い時価が帳簿価額に近似するものは、記載を省略しております。

(※2) 長期貸付金には一年以内回収予定の金額を含めております。

(※3) 長期借入金及びリース債務には一年以内返済予定の金額を含めております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	10,000	9,659	△340
②その他有価証券	66,211	66,211	—
(2) 長期貸付金 (※2)	7,340	7,283	△56
資産計	83,552	83,154	△397
(1) 社債	100,000	95,801	△4,198
(2) 長期借入金 (※3)	643,411	621,080	△22,330
(3) リース債務 (※3)	33,196	32,232	△964
負債計	776,607	749,114	△27,493

(※1) 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針第4項」に従い時価が帳簿価額に近似するものは、記載を省略しております。

(※2) 長期貸付金には一年以内回収予定の金額を含めております。

(※3) 長期借入金及びリース債務には一年以内返済予定の金額を含めております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	987,650	—	—	—
売掛金	52,914	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	10,000	—	—
長期貸付金	1,305	6,616	724	—
合計	1,041,869	16,616	724	—

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,165,549	—	—	—
売掛金	181,391	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	10,000	—	—
長期貸付金	1,327	5,506	507	—
合計	1,348,267	15,506	507	—

(注) 2. 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	—	—	—	100,000	—	—
長期借入金	671,632	73,632	135,154	23,896	12,912	98,737
リース債務	8,461	8,461	8,260	2,490	—	—
合計	680,093	82,093	143,414	126,386	12,912	98,737

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	—	—	100,000	—	—	—
長期借入金	116,412	177,934	66,676	55,692	55,700	170,997
リース債務	15,511	12,008	3,960	1,470	245	—
合計	131,923	189,942	170,636	57,162	55,945	170,997

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該

時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
 前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	42,572	—	—	42,572
資産計	42,572	—	—	42,572

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	66,211	—	—	66,211
資産計	66,211	—	—	66,211

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	9,677	—	9,677
長期貸付金	—	8,565	—	8,565
資産計	—	18,242	—	18,242
社債	—	93,635	—	93,635
長期借入金	—	992,626	—	992,626
リース債務	—	26,652	—	26,652
負債計	—	1,112,913	—	1,112,913

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	9,659	—	9,659
長期貸付金	—	7,283	—	7,283
資産計	—	16,942	—	16,942
社債	—	95,801	—	95,801
長期借入金	—	621,080	—	621,080
リース債務	—	32,232	—	32,232
負債計	—	749,114	—	749,114

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金及びリース債務

社債、長期借入金及びリース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2025年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が取得原価を超えるもの	国債・地方債等	—	—	—
時価が取得原価を超えないもの	国債・地方債等	10,000	9,677	△322

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
合計		10,000	9,677	△322

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が取得原価を超えるもの	国債・地方債等	—	—	—
時価が取得原価を超えないもの	国債・地方債等	10,000	9,659	△340
合計		10,000	9,659	△340

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	42,572	27,140	15,431
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		42,572	27,140	15,431

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	66,211	27,578	38,633
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		66,211	27,578	38,633

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度及び当連結会計年度において、有価証券について減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合には、時価の回収可能性がないものとして一律に減損処理を実施しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
確定拠出年金への掛金支払額	3,386千円	3,574千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	株主 1社 当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 8名 子会社取締役 2名 子会社従業員 20名 業務委託先 4名	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 9名 子会社取締役 2名 子会社従業員 7名 業務委託先 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 52,650株	普通株式 21,000株
付与日	2022年3月31日	2024年12月16日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	2024年3月29日～2032年3月28日	2026年12月17日～2034年12月13日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権につきましては、株主からの権利放棄の申し出により2023年6月15日付で2,050株分を当社が無償で取得すると共に、退職及び契約終了により従業員及び業務委託先から600株分を当社が無償で取得しております。当該新株予約権の合計2,650株分につきましては、2023年9月15日開催の取締役会で消却を決議しております。

なお、その後の従業員の退職により、当連結会計年度末において3,500株分を当社が保有しております。

第2回新株予約権につきましては、従業員の退職により、当連結会計年度末において200株分を当社が保有しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	50,000	21,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	50,000	21,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	827	1,514
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権の付与時点において、当社は金融商品取引所に上場していなかったため、公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産方式により算定した価格に基づき決定しております。

第2回新株予約権の付与時点においては、当社は東京証券取引所のTOKYO PRO Marketに上場しておりますが、当社株式の売買実績は1単元のみであり、ストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積ることができないことから、単位当たりの本源的価値により算定しております。単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産方式により算定した価格に基づき決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 0 円
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	20,878千円	24,063千円
未払事業所税	411	6,859
賞与引当金	2,263	2,770
役員退職慰労引当金	73,059	81,052
資産除去債務	4,449	4,897
販売用不動産評価損	21,604	28,079
その他	12,137	11,433
繰延税金資産小計	134,804	159,155
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△14,519	△24,063
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△75,021	△81,708
評価性引当額小計	△89,541	△105,771
繰延税金資産合計	45,263	53,384
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,467	13,687
繰延税金負債合計	5,467	13,687
繰延税金資産の純額	39,795	39,696

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	20,878	20,878
評価性引当額	—	—	—	—	—	△14,519	△14,519
繰延税金資産	—	—	—	—	—	6,358	6,358

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	24,063	24,063
評価性引当額	—	—	—	—	—	△24,063	△24,063
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
住民税均等割	1.38	1.19
評価性引当額の増減	19.48	5.22
税額控除	△5.65	△0.92
その他	△3.49	△1.93
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.31	38.14

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィス、店舗等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時の原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務の一部に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

金利の影響額が軽微であるため、割引計算を実施せず退去実績等に基づき原状回復費用を合理的に見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	4,056千円	2,196千円
有形固定資産の売却に伴う減少額	△1,860	—
期末残高	2,196	2,196

(賃貸等不動産関係)

当社は、大阪府において賃貸収益を得ることを目的として賃貸用不動産(土地を含む。)を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,998千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は503千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	112,430	107,823
期中増減額	△4,607	287,374
期末残高	107,823	395,197
期末時価	90,243	377,316

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の減少は減価償却費の計上(4,607千円)であります。

当連結会計年度の期中増減額の増加は賃貸用物件2棟の取得(297,134千円)、減少は減価償却費の計上(9,760千円)であります。

3. 連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループはサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	エコソリューション	ハウス ソリューション	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	3,159,851	244,087	133,703	3,537,642
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	50,277	—	50,277
顧客との契約から生じる収益	3,159,851	294,365	133,703	3,587,920
その他収益	—	—	10,641	10,641
外部顧客への売上高	3,159,851	294,365	144,345	3,598,561

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社グループはサステナビリティソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	エコソリューション	ビルディング ソリューション	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	3,352,582	429,174	127,562	3,909,320
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	279,994	—	279,994
顧客との契約から生じる収益	3,352,582	709,168	127,562	4,189,314
その他収益	—	—	24,713	24,713
外部顧客への売上高	3,352,582	709,168	152,276	4,214,028

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	89,732	52,914
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	52,914	181,391
契約資産（期首残高）	—	4,854
契約資産（期末残高）	4,854	62,140
契約負債（期首残高）	105,578	227,643
契約負債（期末残高）	227,643	535,350

契約資産は、工事請負契約について履行義務の充足に伴って認識された収益のうち未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、契約条件により対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主に太陽光発電システムの販売設置工事及び工事請負契約において、契約条件によって受取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、198,662千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社グループは、サステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社グループは、サステナビリティソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	エコソリューション	ハウスソリューション	その他	合計
外部顧客への売上高	3,159,851	294,365	144,345	3,598,561

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社LIXIL TEPCO スマートパートナーズ	1,680,109	エコソリューション

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	エコソリューション	ビルディングソリューション	その他	合計
外部顧客への売上高	3,352,582	709,168	152,276	4,214,028

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社LIXIL TEPCO スマートパートナーズ	1,901,489	エコソリューション

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

該当事項はありません。

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

該当事項はありません。

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,286.62円	1,452.93円
1株当たり当期純利益	57.71円	162.87円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	56.55円	159.82円

(注) 1. 当社は2024年6月24日にTOKYO PRO Marketに上場したため、2025年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2025年3月期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	57,710	162,866
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	57,710	162,866
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	20,464	19,032
(うち新株予約権(株))	(20,464)	(19,032)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2024年12月13日 臨時株主総会決議の新株予約権 普通株式 21,000株	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社ライジングコーポレーション	第6回無担保社債 (株式会社山陰合同銀行保証付 及び適格機関投資家限定)	2023年 9月25日	100,000	100,000	0.57	無担保社債	2028年 9月25日
合計	—	—	100,000	100,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	—	100,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	194,800	571,600	2.06	—
1年以内に返済予定の長期借入金	671,632	116,412	1.73	—
1年以内に返済予定のリース債務	8,461	15,511	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	344,331	526,999	1.73	2027年～2052年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	19,211	17,684	—	2027年～2030年
合計	1,238,436	1,248,207	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。) の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	177,934	66,676	55,692	55,700
リース債務	12,008	3,960	1,470	245

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年事業年度終了後3カ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載 URL : https://www.group-rising.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月26日

株式会社ライジングコーポレーション
取締役会 御中

新月有限責任監査法人
大阪府大阪市

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐野明彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中西 宏二

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライジングコーポレーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライジングコーポレーション及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違が

あるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内

容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上